

三重県臨床調査個人票及び医療意見書電子化推進事業費補助金 概要

1. 補助金の趣旨

臨床調査個人票及び医療意見書の電子化に対応するため、指定医が勤務する医療機関に対して、環境整備事業に要する経費の一部を補助する。

2. 交付の対象

診断書のオンライン登録のための環境整備の実施に必要不可欠であり、本事業で使用する備品等にかかる経費（システム改修費、備品購入費等）

3. 補助金額

所要額に2分の1を乗じて得た額（上限5万円）

4. 手続きの流れ

①（医療機関）交付申請 → ②（県）交付決定 → ③（医療機関）事業執行
→ ④（医療機関）実績報告 → ⑤（県）額の確定 → ⑥（医療機関）請求書の送付
→ ⑦（県）支払い

・補助金交付申請受付期間は、令和6年12月20日まで

・事業執行及び実績報告締切は令和7年3月31日

※補助金交付決定前に事業の着手（パソコンの購入等）を行った場合、補助金対象外になります。

5. その他

新システムでは、前年度以前のデータを再利用できる機能や、入力漏れがないかをチェックする機能等により、指定医の負担が軽減される見込みです。

なお、新システムで診断書を作成した場合も、現行同様に患者に診断書を紙で交付いただき、県は診断書に記載されたアクセスキーからデータベースの診断書を取得し、審査を実施することになります。